

特許の判例紹介
令和元年（行ケ）第 10110 号
－ 発明の該当性 人為的な取り決め －

2020年8月3日

特許業務法人
HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

第 1. 事件の概要

令和元年（行ケ）第 10110 号 知財高裁判令和 2 年 6 月 18 日（知財高裁第 3 部）
審決（拒絶・不成立）取消請求事件

<結論> 棄却

発明の名称を「電子記録債権の決済方法、および債権管理サーバ」とする特許出願（特許第 2018-193836 号）の拒絶審決に対する審決取消訴訟。その本質が専ら人為的な取り決めそのものに向けられており、自然界の現象や秩序について成立している科学的法則を利用するものではないから、全体として「自然法則を利用した」技術的思想の創作に当たらないとして、特許法 2 条 1 項に規定する「発明」に該当しないと判断された事例。

第 2. 本件特許発明

本件特許の請求項 1 は以下のとおり。

【請求項 1】

電子記録債権の額に応じた金額を債権者の口座に振り込むための第 1 の振込信号を送信すること、

前記電子記録債権の割引料に相当する割引料相当料を前記電子記録債権の債務者の口座から引き落とすための第 1 の引落信号を送信すること、

前記電子記録債権の額を前記債務者の口座から引き落とすための第 2 の引落信号を送信することを含む、電子記録債権の決済方法。

（※略同じ構成の「債権管理サーバ」に係る請求項と、「プログラム」に係る請求項も存在。）

■ この資料には続きがあります。詳細は当所までお問い合わせください。

本内容についてご不明点・ご質問等ございましたら、
下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

副所長 弁理士 黒田 敏朗 (大阪本部在籍)
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)
E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【弊所のウェブサイト・facebook】

弊所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時情報発信しております。
是非ご参照下さい。

<弊所総合ウェブサイト> : <http://www.harakenzo.com>

<商標専門サイト> : <http://trademark.ip-kenzo.com>

<意匠専門サイト> : <http://design.ip-kenzo.com>

<弊所法務部 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>

<広島事務所 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>

※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。